

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示する。

令和5年7月5日

札幌市長 秋元 克広

## 記

### 1 契約担当部局

郵便番号 001-8612 札幌市北区北24条西6丁目

札幌市北区保健福祉部保健福祉課地域福祉係（電話 011-757-2470）

### 2 入札に付する事項

#### (1) 件名、借受物品及び数量

北区保護課外勤用軽自動車借上（リース）

ア ダイハツ ミライース または同等車種 11台

イ スズキ アルト または同等車種 1台

#### (2) 借受物品の仕様等

仕様書による。

#### (3) 納入期限

令和5年10月11日

#### (4) 借受期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までとする。

ただし、本調達では地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る歳出予算の削減又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

#### (5) 納入場所

札幌市北区役所（札幌市北区北24条西6丁目）

#### (6) 入札方法

月額（月当たりの賃貸借料金）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった落札希望月額の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）を入札書に記載すること。

### 3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」、小分類「自動車賃貸業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く。）等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (6) 本告示に示した物品の納入が十分に可能な者であること。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所  
上記1に同じ  
入札説明書は下記ホームページにて公開する。  
<<http://www.city.sapporo.jp/kitaku/keiyaku/keiyakujouhou.html>>
- (2) 入札の日時及び場所  
令和5年7月19日(水)10時00分  
北区役所別棟C会議室(札幌市北区北24条西6丁目)
- (3) 開札  
入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。
- (4) 入札書の提出方法
  - ア 入札書は、別紙1の様式にて作成すること。
  - イ 上記(2)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。ただし、下記ウ及びエにより提出する場合はこの限りではない。
  - ウ 事前に直接提出する場合は、封筒に「令和5年7月19日10時00分開札『北区保護課外勤用軽自動車借上(リース)』入札書在中」の旨を記載し、密封したうえで上記1まで提出すること。
  - エ 事前に郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を入れる封筒は上記ウのとおり記載すること。外封筒には入札者の氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載すること。  
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
  - オ 上記ウ及びエによる事前提出期間については、令和5年7月5日(水)から令和5年7月18日(火)までの平日9時00分から17時00分まで(12時15分から13時00分を除く。)とする。 ※最終日は16時00分まで。郵送の場合は、申込期限必着とする。
  - カ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### 5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要。  
契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。  
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。
- (4) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 詳細は入札説明書による。